



労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪役所 経済部 労働雇用政策室
TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

会社・お店の
<福利厚生>は
『ゆとりと共済』に
ゆとりと共済事務局
TEL 06-4309-2315

◆「ワーク・ライフ・バランスシンポジウム」のご案内◆

大阪府では、働き方改革関連法の施行をふまえ、本年11月の「ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」に合わせて「ワーク・ライフ・シンポジウム」を開催します。

【日時】令和元年11月5日（火曜日） 13時30分から16時15分

【場所】大阪府男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）7階ホール

【対象】府内企業の経営者、人事・労務担当者、その他関心のある府民の方 【定員】200人（申込先着順）

【内容】1 基調講演（60分）

テーマ「働き方改革と人材確保の展望 ―ワーク・ライフ・バランスからはじまる新展開―

講師 大阪経済法科大学 経営学部 教授 服部 良子 氏

2 パネルディスカッション（60分）

コーディネーター 服部 良子 氏

パネリスト 先進的に取組む中小企業（3社）の経営者等

3 大阪労働局・大阪府・大阪市の今後の取組み紹介

【その他】会場内において、働き方改革関連法の概要や助成金制度の紹介冊子、労使トラブルの未然防止を目的とした各種啓発冊子、今後、大阪府内各地域・市町村で開催予定の働き方改革に関するセミナー、相談会の案内チラシ等の情報提供も行います。

【申込方法】電話・FAX・E-mail・インターネット

☆☆問合せ先☆☆

大阪府総合労働事務所 地域労政課

電話：06-6946-2604 FAX：06-6946-2635 E-mail：sogorodo@sbox.pref.osaka.lg.jp

インターネットアドレス：<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukid=2019080002>

◆大阪府最低賃金が改正されます◆

令和元年10月1日（火）から

時間額が **964円** になります！

大阪府最低賃金は府内の事業場で働くパートやアルバイトなどを含め、すべての労働者に適用され、府内の使用者は時間額**964円**以上の賃金を支払う必要があります。また、特定の産業の労働者については、別に「特定最低賃金」が定められています。

☆☆問合せ先☆☆

大阪労働局 賃金課 TEL 06-6949-6502

または 最寄りの労働基準監督署へ